Ⅱ 「健やか親子おきなわ2025（成育医療等計画）」の策定

計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

沖縄県の母子保健活動は、戦後日本と異なる琉球政府の法体系のもとで、昭和 26（1951）年に設置された保健所を核とした公衆衛生を軸に始められました。その後、昭和 47（1972）年の本土復帰に伴い、国の諸法律、施策が適用され、保健対策、医療援護事業の拡大、母子保健指導体制や乳幼児健診体制の確立により、母子保健活動が展開されてきました。

平成 13（2001）年度に「沖縄県のすべての親と子が健やかでたくましく成長する」ことを基本理念として、沖縄県の母子保健計画である「健やか親子おきなわ 2010」を策定し、平成 26(2014)年度まで母子保健の諸施策を展開するとともに、思春期の飲酒・喫煙、児童虐待などの問題にも対応してきました。

その後、発達障害児への支援、不妊治療、小児の生活習慣病、インターネットの普及による生活習慣の乱れ等、母子保健を取り巻く新たな課題や、平成 26（2014）年４月に国において公表された「健やか親子２１（第２次）について検討報告書」で示された重点課題等を踏まえ、平成 26 年度「健やか親子おきなわ２１（第２次)」として 10 年間（平成 27 年度～平成 36 年度（令和６年））の母子保健計画を策定し、母子保健活動を推進してきました。

その間、令和元（2019）年 12 月には、「成育過程等にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「成育基本法」という。)」が施行され、令和３（2021）年２月に、成育基本法に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。)」が国から示され、さらに、令和５（2023）年３月に制度・施策等の改正・変更や新たに課題となっている事項への対応を反映し改正された成育医療等基本方針が示されました。

また、令和５（2023）年４月にこども基本法の施行及びこども家庭庁が設立され、沖縄県においても令和６（2024）年４月にこども未来部を創設し、令和７（2025）年３月に社会の一番の宝である沖縄のこどもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を目指し「沖縄県こども・若者計画」（計画期間：令和７年度～令和 11 年度）を策定しました。

こうした経緯や、これまでの母子保健計画「健やか親子おきなわ２１（第２次)」においても、保健・医療・福祉、教育、労働等の取組が包含され、各分野が連携し母子保健推進してきたところから、今般、「健やか親子おきなわ２１（第２次)」を見直し、出生に始まり大人になるまでの成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対する保健、医療、福祉、教育等の施策を取りまとめ、母子保健を中心とした「健やか親子おきなわ 2025（成育医療等計画）（以下「本計画」という。)」を策定するものです。

２　基本理念

「すべてのこどもが健やかに成長し、誰もが安心してこどもを産み育てることができる社会の実現」を基本理念とし、これまでの母子保健施策を一層推進するとともに、成育過程にある者及びその保護者、妊産婦に対し保健、医療、福祉、教育等の幅広い関係分野の取組を推進していきます。

すべてのこどもたちが権利の主体として尊重され、こどもの最善の利益が優先されるとともに、親の妊娠・出産期から、こどもの社会的自立に至るまでの切れ目ない支援により、こどもたちにとって良好な成育環境のなか、心身ともに健やかに成長できる社会の実現を目指します。

また、性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）が尊重され、そのために必要な情報やサービスが得られる環境のなかで、自らの主体的な選択によりこどもを望む人誰もが、どこでも安心してこどもを産み育てることができる社会の実現を目指します。

３　基本方針

基本方針１　妊娠前から産後までの切れ目のない支援体制

性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養バランスのよい食事や適度な運動など、健康に関する正しい知識を得て実践することは、将来の健やかな妊娠・出産や生まれてくるこどもと家族の健康的な生活につながります。このような観点から、プレコンセプションケアの重要性を理解し、実践できるよう、こどもから大人、性別を問わず広く普及啓発していきます。

母子保健と児童福祉の一体的な支援を行う「こども家庭センター」の市町村への設置促進や、母子保健や児童福祉を担う人材育成に取り組み、市町村における妊婦に対する保健指導やリスクのある妊婦への支援、公費負担による定期的な妊婦健診受診の促進、妊産婦へのメンタルヘルスケア、産後ケアなど、妊産婦の健康保持・増進を図ります。

また、妊娠・出産に対する不安や悩みを抱える方への相談支援、こどもを望む夫婦への不妊症・不育症に関する相談支援や治療費の助成、予期せぬ妊娠に悩む若年妊産婦への支援に取り組みます。

妊産婦と新生児にとって、安全・安心な出産や育児が実現できるよう周産期医療提供体制の確保・充実に取り組みます。

基本方針２　こどもの心身の健やかな成長を支える取組

こどもの誕生から幼児期は、将来の健康的な生活を築くための基礎を培い、人生の確かなスタートを切る上で最も重要な時期です。乳幼児が抱える疾病や障害の早期発見、早期治療が図られる体制の整備、発達の特性を早期に発見し、適切な支援につなげる体制づくりに取り組みます。

新生児期から大人になるまでの成長過程において、地域でいつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、小児医療を含む医療（成育医療）の確保・提供に取り組むとともに、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者の成育環境の確保に取り組みます。

学童期・思春期は、心身ともに成長し、生涯にわたる健康の基礎を築く重要な時期であることから、すべてのこどもが望ましい生活習慣を身につけ、性と健康に関する正しい知識を獲得できるよう取り組みます。

また、学童期及び思春期における様々な悩みや不安に対する相談支援や、こどもの心の問題に対応できる専門家の育成、関係機関と連携した支援体制の構築を図ります。

基本方針３　安心して子育てができる環境づくり

現代社会では、核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。かつてのように、近隣住民や親族からの子育てに関する助言や支援を得ることが難しい状況の中で、孤立感を抱える子育て家庭も少なくありません。

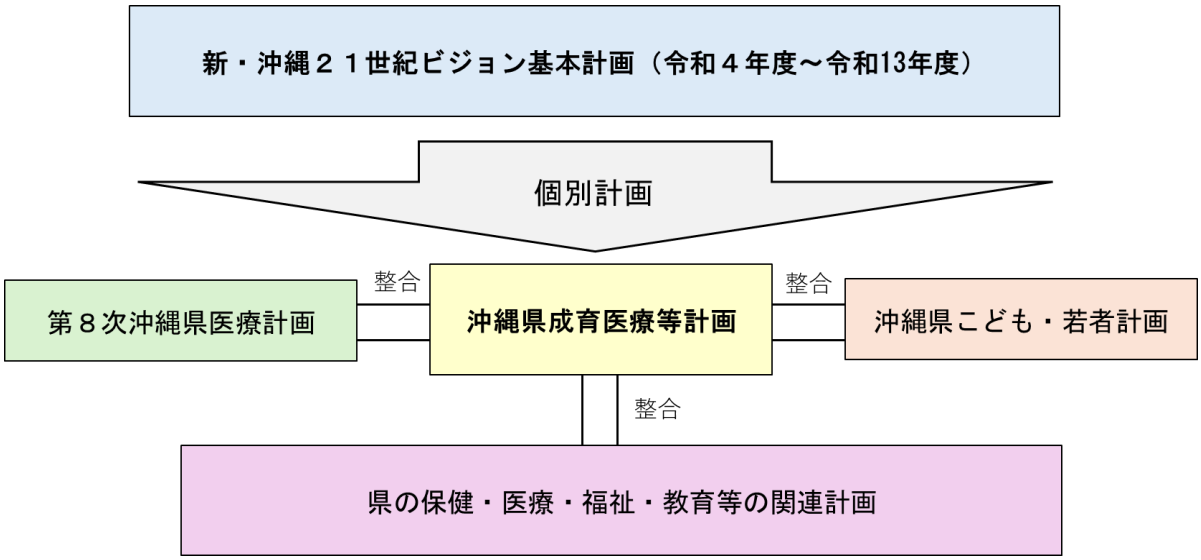
このような状況下において、子育て家庭は経済的な不安や仕事と育児の両立によるストレスを抱えがちです。親が心身ともに健康で、ゆとりを持って子どもに向き合えるようにすることが、子どもの健やかな成長において重要です。

社会全体で子育て家庭を支え、安心して子育てができる環境となるよう、地域ニーズに合わせた多様な子育て支援の推進、男性の家事・子育てへの参画促進、妊娠中・出産後も仕事を続けられる環境整備、子どもの事故防止対策、災害時における周産期・小児医療提供体制の整備などに取り組みます。

４　計画の位置づけ

本計画は、成育医療等基本方針（令和５年３月）を踏まえた母子保健を中心とした成育医療等に関する計画です。

また、令和４（2022）年に策定した「新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画」の個別計画の１つとして位置づけられ、「沖縄県こども・若者計画」及び「第８次沖縄県医療計画」をはじめ、県の保健、医療、福祉及び教育等の関連計画との整合を図ります。



５　計画の期間

令和７（2025）年度～令和 11（2029）年度

６　計画の推進について

⑴　推進体制

毎年度各関係部署において本計画に基づく各施策の実施状況や指標を点検し評価を行います。その内容を沖縄県成育医療等計画推進協議会へ報告し、施策の評価を受けたうえで、その結果を公表します。

また、沖縄県成育医療等計画推進協議会の意見を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行う等、計画の効果的な推進を図ります。

⑵　関係者の役割

①　県の役割

県は、市町村、医療機関、教育機関等の一体的な取組を推進する観点から、関係者の連携の強化について中心的な役割を担い、施策の推進や課題の解決に取り組みます。

また県は、本計画に係る市町村の施策の状況把握、市町村の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域的な調整を行うとともに、関係機関との連絡調整、情報収集及び情報提供、広報活動等に取り組みます。

周産期・小児医療の医療提供体制整備については、関係医療機関等と連携し医療提供体制の整備及び質の向上に努めます。

②　県型保健所の役割

県型保健所は、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点であり、管内市町村における母子保健活動への支援として、管内の母子保健の課題を明確化し、健康格差の解消に向けて市町村とともに評価を行い、市町村母子保健計画策定等を支援していく必要があります。

また、管内市町村や医療機関等、関係機関との連携会議や調整、研修会の開催等を行います。さらに、保健所が提供している直接的な住民サービスについては、住民の生活の質の向上につながるよう活動を推進します。

③　市町村の役割

市町村は各母子保健事業の主たる実施者であり、関連部署や医療機関、教育機関、その他の関係者と連携し、地域住民のニーズに応じた母子保健サービスが提供できるように、個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことが必要です。

また、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行う「こども家庭センター」の設置及び機能強化を図り、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行うことが重要です。

事業の実施を通じて把握した情報から、母子保健に関する評価に必要な指標に基づいたデータを正確に把握し、課題を明らかにし、市町村の実情に応じた成育医療等基本方針を踏まえた母子保健を含む成育医療等に関する市町村計画を策定することが望まれます。

④　関係部局・関係団体等の役割

計画を推進するためには、県内の医療機関、教育機関、関係団体、関係機関、事業主等の積極的な参加及び協力が必要です。各主体はそれぞれの専門性や特徴を生かして、母子保健を含む成育医療等に関する施策の推進のための活動を展開することが望まれます。

⑤　地域住民の役割

地域住民は、本計画及び市町村が実施している母子保健活動に積極的に参画することが望まれます。

7　計画の施策体系

第３章　基本方針ごとの基本施策と取組			
基本方針１　妊娠前から産後までの切れ目のない支援体制			
基本施策		**施策**	
(1)	妊娠前から妊娠期・出産・産後までの切れ目ない保健対策	①	性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進
		②	不妊症・不育症に関する支援の推進
		③	低出生体重児出生率減少に向けた取組の推進
		④	妊産婦等の薬物治療に対する支援
		⑤	妊産婦のメンタルヘルスケア
		⑥	妊婦の口腔ケア
		⑦	こども家庭センターによる切れ目のない支援
		⑧	妊娠・出産に関する相談体制・経済的支援の推進
		⑨	若年妊産婦等への支援
		⑩	母子保健に関する人材育成
(2)	周産期医療提供体制の確保・充実	①	周産期医療提供体制（病床・施設設備）の充実
		②	周産期医療に必要な人材育成
		③	円滑な患者受入、搬送体制の維持
基本方針２　こどもの心身の健やかな成長を支える取組			
基本施策		**施策**	
(1)	こどもの誕生から幼児期までの保健対策	①	乳幼児健康診査の受診率向上及び疾病や障害の早期発見
		②	１か月児及び５歳児健診の推進
		③	乳幼児の健康支援
		④	障害や発達の特性の早期発見・把握
		⑤	歯・口腔の健康
		⑥	予防接種の推進
		⑦	低出生体重児への支援
(2)	小児医療提供体制の整備・確保	①	一般小児医療を支える医療提供体制の充実
		②	小児救急医療提供体制の整備
		③	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及啓発
(3)	慢性疾病・難病・がんを抱えるこども・若者への支援	①	慢性疾病・難病・がんを抱えるこども・若者の成育環境の確保
		②	在宅で療育・療養生活が継続できる医療体制の整備
		③	医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS)の利用促進
		④	保育所等における医療的ケア児受入可能とする体制整備
		⑤	小児及び AYA 世代のがん対策

⑷	学童期・思春期の保健対策	①	生活習慣の形成・定着及び健康増進
		②	有害環境対策の推進
		③	性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進
		④	予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進
		⑤	学校における健康教育の推進
⑸	こどもの心の問題への対策	①	自殺総合対策大綱に基づく取組の着実な推進
		②	自殺予防対策の推進、リスクの早期発見
		③	様々なこどもの心の問題への対応
基本方針３　安心して子育てができる環境づくり			
基本施策		**施策**	
⑴	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	①	仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進
		②	キャリアアップと子育ての両立を可能とする環境の整備
		③	男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組
		④	男性の育児等への参画
⑵	妊婦及び出産後の女性労働者が仕事を継続できる環境づくり	①	妊婦及び出産後の女性労働者が仕事を継続できる環境づくり
⑶	子育て支援	①	様々な子育て支援の推進
		②	虐待をしないさせない社会の実現に関する啓発推進
		③	里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発
		④	多胎児家庭への支援
		⑤	ひとり親家庭への支援
		⑥	外国にルーツをもつこどものいる家庭への支援
⑷	デジタル社会の子育て	①	ネットやスマートフォンのある時代の子育て
⑸	こども医療費の助成	①	こども医療費の助成
⑹	母子保健 DX の推進	①	母子保健 DX の推進
		②	母子保健データの利活用
⑺	不慮の事故防止対策	①	乳幼児期の事故防止対策の推進
		②	交通安全対策の推進
⑻	災害時等における周産期・小児の医療提供体制の整備・確保	①	災害時における周産期・小児医療が提供できる体制の確保
		②	妊産婦及び小児の新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する体制の整備（病床確保）

基本方針ごとの基本施策と取組

基本方針１　妊娠前から産後までの切れ目のない支援体制

本県では、低出生体重児の出生や若年出産の割合が全国より高く、高齢出産の割合の増加に伴いハイリスク妊産婦が増加していることも踏まえ、若い世代から妊娠・出産や健康管理に関する正しい知識を習得するためにプレコンセプションケアを推進することや、周産期医療提供体制の整備を推進する必要があります。

また、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題もあり、身体面だけでなく、精神面、社会面への支援の充実も必要となっています。

基本施策⑴　妊娠前から妊娠期・出産・産後までの切れ目ない保健対策

妊娠前から妊娠期・出産・産後まで切れ目ない支援を行うために、プレコンセプションケアの推進や各相談支援事業等に取り組みます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進	将来の健やかな妊娠・出産につなげ、こどもを含む家族がより健康な生活を送れるよう、性や妊娠に関する正しい知識を身につけるため、学校、家庭、医療機関、市町村などが連携を強化し、思春期保健の取組や発達段階に応じた性に関する指導の充実に取り組む。 妊娠、出産、子育てに関する健康教育を実施し、 健康の悩み等に関する学校関係者向け研修や、性感染症、避妊や妊娠、女性の悩みに医学的・心理的な側面からの相談支援・普及啓発に取り組む。また、保健所で実施している、無料・匿名での性感染症に関する相談・検査の周知に取り組む。	県（子育て支援課） 教育庁（保健体育課） 県（保健所） 県（地域保健課） 市町村
②	不妊症・不育症に関する支援の推進	子どもを望む夫婦が適正な治療等を受けられるよう、不妊症・不育症に関する相談の実施や治療費の一部助成を行うことで、精神的、経済的負担の軽減を図る。	県（子育て支援課） 市町村
③	低出生体重児出生率減少に向けた取組の推進	妊婦の痩せ傾向や喫煙、飲酒、妊娠高血圧症候群等は早産や低出生体重児出生のリスク要因となっており、妊婦自身の健康管理は安全な出産とこどもの健やかな発育に不可欠であることから、市町村における母子健康手帳交付時の保健指導の徹底、母親学級等における禁煙教育のほか、定期的な健康診査の受診促進等の妊婦の健康管理の普及啓発に取り組む。	県（子育て支援課） 県（保健所） 市町村

		妊娠、出産、授乳等に当たっては、妊娠前からの健康なからだづくりや食習慣の形成が重要であることから、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令和３年３月)」のパンフレット等を活用し、バランスのよい食事や必要な栄養素等の普及啓発に取り組む。 また、県では妊娠高血圧症候群等で入院した低所得世帯の妊産婦に対し支援を行う等の取組を推進していく。	
④	妊産婦等の薬物治療に対する支援	妊娠中に医薬品を使用する際には、母体と胎児への影響について注意する必要があるが、一方で、医薬品の使用によるリスクを過剰に心配し、医師等が必要な薬物治療を控えることや、患者本人が自己判断により服薬を中止することで、母体や胎児へ悪影響を及ぼすおそれもあるため、沖縄県では、妊娠・授乳中の薬物治療に関して不安を持つ女性等に対する相談支援に取り組む。	県（子育て支援課）
⑤	妊産婦のメンタルヘルスケア	産科医療機関と精神科医療機関及び市町村（母子保健）との連携強化等により、妊産婦のメンタルヘルスケアに実効性のある支援体制への構築を進める。 また、公費負担による産婦健康診査の受診を促進するとともに、産後ケア事業を通じて産後の早い時期に心身の不安を発見・解消し、安心して子育てができるよう、産後ケア事業の体制整備に取り組む。	県（子育て支援課） 市町村
⑥	妊婦の口腔ケア	妊婦の口腔ケアを促進するため、市町村と連携し、適切な歯みがき、歯間部清掃器具の使用等、歯周病予防のための知識の普及を図る。また、市町村での成人対象の歯科検診の実施拡大及び受診率向上を図るため、情報提供や専門的助言、受診率向上に向けた好事例の共有等支援を行う。歯と口の健康と全身の健康（低出生体重児出産等）の関連について周知するとともに、歯と口の健康に関して困りごとを抱えた県民が気軽に相談できる体制を構築する。	県（健康長寿課） 県（子育て支援課） 県（保健所） 市町村
⑦	こども家庭センターによる切れ目のない支援	母子保健と児童福祉両機能の連携により、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行う「市町村こども家庭センター」の設置促進を図る。 子育て支援地域連絡票の活用や、母子保健関係者連絡会議等より、県、市町村、産科医療機関等との連携を促進する。	県（子育て支援課） 県（こども家庭課） 県（保健所） 市町村

		市町村においては、妊娠届出時面談や「こんにちは赤ちゃん事業」等のポピュレーションアプローチによって、ハイリスクだけでなく潜在的なリスクや困難を抱えた親子、育てにくさを感じる親を把握し、その後の支援へとつなげるとともに、母子保健事業を充実させ妊娠期から切れ目のない支援により児童虐待の予防に努める。また、こども家庭支援員等を配置し、安心して子育てができる支援体制を関係機関と共に構築し支援に取り組む。	
⑧	妊娠・出産に関する相談体制・経済的支援の推進	市町村において、公費負担による妊産婦健康診査を実施し、妊娠届の早期届出及び定期的な妊産婦健康診査を促進するとともに、こども家庭センター等において母子健康手帳交付時等に、妊婦に対する保健指導やハイリスク妊婦へのフォローアップ支援を行うなど、妊娠中及び産後における母体の健康の保持増進を図る。 妊婦のための支援給付と妊婦等包括相談支援事業を組み合わせて実施することにより、妊産婦の身体的・精神的・経済的支援を図る。 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対しては、助産制度の活用とサービスの円滑な実施が図られるよう、制度の周知と関係機関の連携に取り組む。 居住する離島や近隣の地域に分娩取扱施設等が無く、遠方の医療機関で不妊治療や妊婦健診、出産をせざるを得ない妊婦等に対しては、通院や出産待機等に係る交通費や宿泊費を助成し、適切な医療等を受ける機会を確保する。	県（子育て支援課） 県（こども家庭課） 県（医療政策課） 市町村
⑨	若年妊産婦等への支援	生活困窮世帯又は生活困窮に陥るおそれのある若年妊産婦及びその配偶者が安定した生活を営み自立できるよう、市町村等と連携のうえ、妊娠中から専門的かつ継続的な個別支援を行う居場所等を設置し、出産・育児に関する相談・指導、就学や就業を含め、ライフプランに関する支援等に取り組む。 身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援に取り組む。	県（こども家庭課） 市町村

⑩	母子保健に関する人材育成	こども家庭センターにおいて中核的役割を担う統括支援員やこども家庭支援員等専門職の確保及び人材育成について、市町村と連携して取り組む。また、地域の母子保健関係者や地域母子保健活動の核となる母子保健推進員等のスキル向上を図ることを目的に研修会を実施する。	県（子育て支援課） 県（保健所） 市町村

基本施策⑵　周産期医療提供体制の確保・充実

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の周産期医療提供体制の整備に関しては、沖縄県医療計画（第８次）の分野別計画として策定され、妊産婦と新生児が安全・安心な出産と育児を実現できるよう、周産期医療提供体制の確保・充実に取り組んでいます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	周産期医療提供体制（病床、施設設備）の充実	緊急時受入れに常時対応でき、病状に応じた入院が可能な病床の確保や重症新生児の出生が集中した際にも対応できる病床の確保に努め、各圏域において正常分娩に対応できる分娩取扱施設の維持に努める等、地域で安全・安心に妊娠・出産ができる環境整備に取り組む。	県（医療政策課）
②	周産期医療に必要な人材育成	周産期医療センターの医療従事者の働きやすい環境整備、医育機関である大学等との連携により将来を担う産科・新生児科医の人材育成・確保に取り組むとともに、分娩取扱医師や看護師、助産師が知識や技術を習得できるよう講習会や研修会の開催を支援する。	県（医療政策課）
③	円滑な患者受入、搬送体制の維持	周産期空床情報システム（OPeN2）の充実化を図り、災害時にも対応可能な医療情報システムを整備する。また、退院調整や搬送コーディネート、治療終了後の入院受入れの全県的な調整など、周産期母子医療センターと地域（訪問看護ステーション、保健所、市町村、かかりつけ医、薬局、医ケア児支援センター）、福祉施設等との地域連携室における連携促進に取り組む。ハイリスク妊産婦と新生児を迅速かつ安全に適切な施設へ搬送する体制整備に取り組む。	県（医療政策課）

基本方針２　こどもの心身の健やかな成長を支える取組

乳幼児の成長や発育、発達、虐待の早期発見等を目的として乳幼児健康診査を実施しているところですが、受診率が低い状況にあり、また、MR ワクチンの接種率も低い状況が続いているため、受診率及び接種率向上に向けて、保護者の理解促進に取り組む必要があります。

こども達が健やかに成長するためには、生活習慣の改善に向けた取組、性感染症や予期せぬ妊娠等を予防するための正しい知識の普及が必要であり、また、こどもの心の健康問題に対応するための体制整備に取り組む必要があります。

基本施策⑴　こどもの誕生から幼児期までの保健対策

乳幼児が健やかに成長できるよう、疾病や障害の早期発見や歯・口腔の健康の　普及啓発、予防接種の促進に取り組みます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	乳幼児健康診査の受診率向上及び疾病や障害の早期発見	乳幼児健康診査については、１歳６か月児、３歳児の法定健診に加え、１か月児及び５歳児健診についても、市町村において速やかに実施できるよう関係団体等と連携し環境整備に取り組む。 乳幼児健康診査の結果や未受診の状況を踏まえ、市町村において、訪問等により家庭の状況を把握し、受診の勧奨及び必要な支援につなげるとともに、県においては、問診内容やリスク判断方法等、効果的な対応方法に係る市町村担当者向け研修を実施する。また、事業主に対し乳幼児健康診査の重要性について周知を図り、受診しやすい環境づくりに取り組む。 先天性代謝異常や聴覚障害、弱視等の早期発見・早期治療が図られるよう、新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡充や、公費負担による新生児聴覚検査の実施、視覚検査に係る機器の充実に取り組む。	県（子育て支援課） 市町村 沖縄労働局
②	１か月児及び５歳児健診の推進	疾病及び異常の早期発見及び適切な指導の実施により、その進行を未然に防止すること、また、養育環境を評価し、保護者への育児に関する助言を行うことを目的に実施される１か月児健診に係る市町村の取組を促進する。 こどもの健康状態や発育・発達の確認を行うこと、基本的な生活習慣や子育ての状況を確認することを目的に	県（障害福祉課） 県（子育て支援課） 市町村

		実施される５歳児健診に係る市町村の取組を促進する。また、健診の結果、支援が必要なこどもを就学に向けて支援につなげるための体制整備を行う。	
③	乳幼児の健康支援	乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となるため、乳幼児健康診査等における成長発達に応じた食生活や運動、睡眠等の生活習慣を獲得するための保健指導の充実に取り組む。	県（子育て支援課） 市町村
④	障害や発達の特性の早期発見・把握	発達障害を早期に発見し適切な支援につなげるためには、乳幼児健診や保育所、認定こども園、幼稚園などの子育て支援の場での取組が重要であり、各市町村において、育てにくさを感じる親を早期に支援する体制づくりをすすめる必要がある。県としては、市町村が主体的に体制づくりをすすめることができるよう、発達障害者支援センターや地域の医療機関等との連携により積極的に支援していく。	県（障害福祉課） 県（子育て支援課） 市町村
⑤	歯・口腔の健康	歯みがき（仕上げみがき）、フッ化物応用、甘味（砂糖）の適正摂取方法等、むし歯予防に関する知識の普及を図り、市町村等と連携し、実践を促す。	県（健康長寿課） 市町村 県（保健所）
⑥	予防接種の推進	予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)に基づき行われる予防接種について市町村は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の対象者が接種をより安心して受けられるような環境の整備等を行い、接種率の向上のための施策を積極的に実施する。また、事業主に対し定期予防接種の重要性について周知を図り、受診しやすい環境づくりに取り組む。 県民が予防接種を受けようと希望する場合、市町村は予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していく。	県（地域保健課） 県（保健所） 市町村 沖縄労働局
⑦	低出生体重児への支援	低出生体重児は、通常の母子健康手帳にある身体発育曲線や発達の目安では成長の確認が難しく、子育ての悩みを深めてしまう場合があることから、成長に合わせたサブブック（リトルベビーハンドブック）を NICU に入院するこどもをもつ家族等に配布する。 また、身体機能が未熟なため入院を必要とする乳児に係る医療費の助成に取り組む。	県（子育て支援課）

基本施策⑵　小児医療提供体制の整備・確保

小児医療提供体制の整備・推進に関しては、沖縄県医療計画（第８次）の分野別計画として策定されており、こどもの健やかな成長のために、関係機関と連携・協力しながら、新生児期からおとなになるまでの成長過程において、切れ目ない小児医療を含む医療（成育医療）の確保・提供に取り組みます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	一般小児医療を支える医療提供体制の充実	小児科医確保に向けて、専門研修体制の拡充や県立病院での研修事業による小児科医養成等に引き続き取り組む。また、他診療科・多職種連携や必要に応じて IT 等の活用により、医療提供体制の拡充を図る。	県（医療政策課）
②	小児救急医療提供体制の整備	小児保護者向けの電話相談(#8000)により適正診療を促す取組を推進し、小児救急医療機関の負担軽減を図りつつ、二次医療圏における 24 時間 365 日対応できる小児救急医療提供体制の確保に取り組む。	県（医療政策課）
③	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及啓発	日常的な診療による健康管理や必要に応じた専門的な医療への紹介等、在宅療養支援の役割を担う、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の重要性について普及啓発に取り組む。	県（医療政策課） 県（地域包括ケア推進課） 県（薬務生活衛生課）

基本施策⑶　慢性疾病・難病・がんを抱えるこども・若者への支援

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者の成育環境の確保に取り組みます。また、在宅で療育・療養生活が継続できる医療提供体制の整備に関しては、沖縄県医療計画（第８次）の分野別計画として策定されており、周産期医療や保健、福祉部門等との連携を強化し、医療的ケア児やその家族が地域で安心して生活できる医療提供体制の整備に取り組みます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	慢性疾病・難病・がんを抱えるこども・	慢性疾病や難病を抱えるこども・若者の成育環境を確保するため、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進するために医療費助成等の支援に取り組む。	県（地域保健課） 県（子育て支援課）

	若者の成育環境の確保	治療が長期にわたる小児がん等の特定疾病については、患者家族の医療費自己負担の一部を助成し、経済的負担の軽減に取り組むとともに、専門性のある相談窓口を設置し、難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保に取り組む。 在宅で医療的ケアを担う家族の負担を軽減し、安心した生活を送ることができるよう、レスパイト支援等の充実に努める。 離島に居住する小児慢性特定疾病児童等に対して、島外の指定医療機関への通院に係る交通費や宿泊費を助成し、適切な医療等を受ける機会を確保する。 小児慢性疾患や小児がん等の支援団体、医療機関、行政機関、教育関係機関での連携を推進し、慢性疾病・難病・がんを抱えるこども・若者及びその家族が地域で穏やかに過ごせる環境づくりに取り組む。	県（健康長寿課） 県（医療政策課） 県（障害福祉課） 県（保健所） 那覇市保健所
②	在宅で療育・療養生活が継続できる医療体制の整備	地域生活を送る医療的ケア児に対応することができる医療機関等の充実を図るため、研修会の開催等を実施する。	県（医療政策課） 県（地域包括ケア推進課）
③	医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）の利用促進	医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際、必要な患者情報を医師・医療機関へ迅速に共有するために、対象者や医療機関等へのMEISの周知に取り組む。	県（障害福祉課）
④	保育所等における医療的ケア児受入可能とする体制整備	保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上に努めるため、市町村において医療的ケアに関する技能及び経験を有する保育士・看護師等を配置・活用し、保育所等への支援・助言や喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市町村における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を促進する。 また、医療的ケア児受け入れを行う保育所等に対し、看護師等の配置や研修受講に係る費用、代替職員配置に係る補助を行う。	県（子育て支援課） 市町村

⑤	小児及びAYA世代のがん対策	小児及びAYA世代のがん患者やその家族等が、適切な情報を得て、悩みを相談できる支援につながり、長期フォローアップを含む適切な医療や教育、就労等の支援を受けられる体制整備を推進する。 また、県及びがん診療を行う医療機関は、がん・生殖医療ネットワークを中心として、妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療に関する情報提供、治療費助成を含む支援及び診療体制の整備等に努める。	県（健康長寿課）

基本施策⑷　学童期・思春期の保健対策

学童期・思春期の生活習慣の形成・定着等の健康増進に取り組むとともに、薬物等の未然防止や性と健康に関する教育や普及啓発を行い、予期せぬ妊娠や性感染症の予防に取り組みます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	生活習慣の形成・定着及び健康増進	学童期・思春期は、健康に関する様々な情報に自ら触れ、行動を選択し、生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期であり、朝食の欠食は、就寝時間、起床時間といった１日の生活リズムとも関係する。このため、こどもが規則正しい生活習慣を身に着け、心豊かで健やかに成長していけるよう、家庭や関係団体との連携・協働により、学校において食育や早寝・早起き・朝ごはん運動に取り組むとともに、市町村と連携し、健康増進や食生活改善に係る普及運動、歯みがき（仕上げみがき）、甘味（砂糖）の適正摂取方法等、むし歯予防に関する知識の普及に向けた啓発活動を展開する。	県（健康長寿課） 教育庁（保健体育課） 教育庁（生涯学習振興課） 市町村
②	有害環境対策の推進	危険ドラッグ等の薬物や一般医薬品の濫用（オーバードーズ）による健康被害や事故等を未然に防止するため、薬物乱用防止教室や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、青少年の非行防止県民一斉行動等を通じて、薬物の危険性や違法性に関する知識の普及啓発を図るとともに、特定商取引法に基づいて、危険ドラッグ等の通信販売サイトの情報提供を関係機関に行う。また、タバコやアルコールに関しても、家庭におけるこどもの面前での喫煙、過度な飲酒に対する影響を認識するよう家庭教育	県（薬務生活衛生課） 県（こども若者政策課） 教育庁（保健体育課） 教育庁（生涯学習振興課）

		の推進を図る等、県民総ぐるみで有害環境浄化対策推進の機運を醸成する。	県警察（少年課） 県（生活安全安心課）
③	性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進	本県は、10 代の出生率は全国より高い状況にあり、10 代の人工妊娠中絶率も平成 23 年度以降、全国を上回るようになってきていることから、性感染症を含む「生＝性教育」を継続して行い、こどもの性に関する悩み等への相談支援及び居場所職員への保健に関する研修等を実施するなど、性についての正しい知識の普及啓発を図る。 こどもに対する包括的性教育の充実を図るため、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福（ウェルビーイング）など幅広いテーマで、こどもに携わる方々に対する研修や講座、県民の理解増進を図るための啓発活動を実施する。 関係部局、市町村、関係団体等と連携し、こどもたちへの包括的性教育について取り組んでいく。 また、学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づいて行い、こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命（いのち）の安全教育の取組を推進する。 子宮頸がんの発がんに影響するウイルスとしてヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）が知られており、市町村等と連携し、ＨＰＶの感染および子宮頸がんの予防につなげるための普及啓発に取り組む。	県（子育て支援課） 県（こども家庭課） 教育庁（保健体育課） 県（地域保健課） 県（健康長寿課） 市町村
④	予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進	生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、妊娠・出産等に関する専門家による電話相談等に加え、10 代等若年で予期せぬ妊娠に不安を抱える方に対しては、ＳＮＳ等を活用した相談支援や妊娠検査に係る同行支援等に取り組む。	県（子育て支援課） 県（こども家庭課）
⑤	学校における健康教育の推進	児童、生徒が生き生きと学校生活や家庭生活及び社会生活を営むために、学校の教育活動全体で、基本的な生活習慣の確立に向け適切な指導の充実に努めながら、生命の尊重や健康・安全に対する意識、規則正しい生活等を身に付けさせる。 また、生涯を通じて自らの健康を保持増進していく資	教育庁（保健体育課） 教育庁（義務教育課）

		質・能力を育成するため、心身の健康について関心を持ち、健康な生活習慣を形成することができるよう、教育活動全体を通した健康教育に取り組む。	

基本施策⑸　こどもの心の問題への対策

様々なこどもの心の問題へ対応するため、自殺予防対策の推進、相談支援体制の構築、地域の関係団体と連携した支援体制の構築に取り組みます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	自殺総合対策大綱に基づく取組の着実な推進	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺を「個人の問題」ではなく「社会の問題」と捉え、社会全体で「生きること」を支える包括的な支援体制を目指し、時代や社会状況の変化に応じて重点施策を見直しながら、実効性のある取り組みを推進する。	県（地域保健課） 県（保健所）
②	自殺予防対策の推進、リスクの早期発見	いじめ、暴力行為、不登校等の問題に適切に対応するため、スクールカウンセラー等の配置・活用、１人１台端末の活用による健康観察での自殺予兆の把握等、適切な支援を行う。また、こどもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるよう、24 時間子供 SOS ダイヤル、SNS を活用した相談体制等の充実を推進するとともに、不登校・ひきこもり・ニート等、社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者からの様々な相談に応じ、適切な支援機関に繋ぐ等の相談支援を行う「子ども若者みらい相談プラザ sorae」と関係機関等が連携を図り、切れ目のない支援体制を構築する。 健康づくり副読本「こころのタネ」の活用をはじめ、自分や周りの人が困難・ストレスに直面した時の対処方法を身につける等、自分の SOS に気付き発信する方法や周りの SOS の受け止め方に関する教育の推進に取り組む。 こどもの内面を理解し、適切な対応や指導を行うため、また、こどもの自殺の危険因子等について教職員等が共通理解を深められるよう、ゲートキーパー養成講座等の研修や普及啓発を実施する。さらに、こどもの自殺防止および学校現場の負担軽減、地域における自殺対策力の向上を図るため、学校等からの支援要請に応じて、	県（こども若者政策課） 県（健康長寿課） 県（地域保健課） 教育庁（義務教育課）

		医師や弁護士等専門家によるリスク評価や地域の社会資源との連携に関する助言等が受けられる体制を整備する。	
③	様々なこどもの心の問題への対応	発達障害や不登校、家庭問題、児童虐待など様々なこどもの心の問題に対応するため、地域の関係団体と連携した支援体制の構築を図る。また、児童精神科等を受診する際、初診待ちが発生している状況を鑑み、こどもの心を専門的に診療できる医師や専門職の育成を行うとともに、各関係団体と連携して早期の受診が可能な環境づくりに取り組む。	県（子育て支援課）

基本方針３　安心して子育てができる環境づくり

全てのこどもが健やかに成長できる環境づくりのために、男女共に仕事・育児を両立できる環境づくりや、多様な子育て支援の担い手となる方の人材確保、医療的ケア児や小児慢性特定疾病児等の長期療養児及びその家族が地域で安心して生活できる環境づくりの推進が必要となっています。

災害発生時及び新興感染症発生・まん延時においても、周産期・小児医療を提供できるよう体制を構築するとともに、妊産婦等が各種母子保健サービスを受けられるよう配慮する必要があります。

基本施策⑴　共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

共働き・共育てを推進するために、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとともに、子育てしやすい環境作りや、男性の家事・育児参画の推進に取り組みます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進	保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進、仕事優先の考え方や働き方の見直し、育児とキャリア形成の両立等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組む。 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家の派遣を実施するほか、企業をはじめ労働者及び県民に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発を図る。 結婚・出産後も仕事を続ける女性が安心してこどもを産み育てられる環境づくりに向け、出産・育児や就業の環境整備を総合的に推進し、子育て中の女性等を支援するとともに、女性の社会参画の推進に資する取組に対する支援を行う。 子育て世帯の親の就労を支援するため、託児サービス付きの基礎研修と職場訓練を組み合わせた就労支援等に取り組むとともに、女性が働きがいを持って仕事に取り組むことができる環境づくりを推進するため、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて、よろず	県（労働政策課） 県（雇用政策課） 県（女性力・ダイバーシティ推進課）

		相談やセミナーを実施し、企業に対して専門家派遣を実施する。 性別にかかわりなく、家族が相互に協力しながら、家事・育児・介護等においてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、幅広い層に対応した啓発活動などに取り組む。	
②	キャリアアップと子育ての両立を可能とする環境の整備	子育て、介護と仕事の両立を可能とする柔軟な働き方を実現するため、テレワークを始めとした、時間や場所を有効に活用できる多様で柔軟な働き方の普及促進に取り組む。	県（労働政策課）
③	男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組	女性が出産・育児をしながら働き続けることを可能とする職場環境の整備を図るほか、子育てのスタートラインから男性の子育てへの参画を促す男性の育児休業取得を促進するため、企業や市町村等と連携し、男性が育児休業を取得することへの意識喚起に取り組むほか、職場等の理解を深めるため、講座や男女共同参画週間での県民向け広報等、必要な広報・啓発活動を行う。	県（女性力・ダイバーシティ推進課） 県（労働政策課）
④	男性の育児等への参画	家事・育児・介護等の家事労働は、夫婦がともに支え合いながら行うものであるという認識を共有するため、家庭責任の分担など男性の家庭生活への参画を促進する。このため、従来の性別による固定的役割分担意識を払拭し、男女が相互に協力しながら、積極的に家事、育児、介護に参画することの重要性の普及・啓発に取り組む。	県（女性力・ダイバーシティ推進課）

基本施策⑵　妊婦及び出産後の女性労働者が仕事を継続できる環境づくり

職場における出産・育児に対する支援整備及び不妊治療を受ける夫婦への支援を整備するために、事業主に対する不妊・妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や制度の周知に取り組みます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	妊婦及び出産後の女性労働者が仕事を継続できる環境づくり	現代においては、女性の社会進出や共働きなどの増加により、職場における出産・育児に対する支援整備が求められるほか、不妊治療を受ける夫婦も増加していることから、事業主に対する不妊・妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や制度の周知が必要である。女性労働者に対しての健康管理が適切に講じられるために、「母性健康管理指導事項連絡カード」の普及にも努める必要がある。	県（労働政策課） 県（子育て支援課） 市町村

基本施策⑶　子育て支援

子育て支援を推進するために、市町村の取り組みを支援するとともに、県における広域的な事業の実施、担い手となる人材育成・確保に取り組みます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	様々な子育て支援の推進	子育て親子の交流や育児に関する相談、情報提供を行う地域子育て支援拠点事業や、子育て支援に関する相談、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業について、市町村の実情に応じて拡充できるよう支援する。 市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、適正かつ円滑に事業を行うことができるよう、国と連携し提供体制の確保に係る支援を行うとともに、市町村と連携し、多様な子育て支援の担い手となる人材の確保に取り組む。 市町村においては、すべての家庭が安心して子育てできるよう、病気の児童を専用スペース等で一時的に保育等を行う病児保育事業に取り組む。 子育て世帯を訪問、又は面談を通して妊産婦や世帯の状況やこどもの発育の状況を確認し、情報提供や必要な支援につなげる市町村の取組を促進する。その中で、必要に応じベビーミルク等の育児用品等の支援に取り組む。	県（子育て支援課） 県（こども家庭課） 市町村

		経済的に困難を抱えているものの、既存の支援制度等につながっていなかった世帯に対し、食料品等提供の支援を行うことでつながりをつくり、適切な行政機関や支援団体等による支援へつなぐことで、困難を抱える子育て世帯への継続した支援に取り組む。 児童虐待を未然に防止するためには、虐待発生リスクの高い家庭を早期に把握し対応していく必要があることから、妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の充実を図る。	
②	虐待をしないさせない社会の実現に関する啓発推進	こどもの権利の保障や虐待防止などを定める「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」の普及啓発を通して、虐待をしないさせない社会づくりに関する普及啓発に取り組む。	県（こども家庭課）
③	里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発	家庭的な養育が困難なこどもたちを地域全体で支えるため、広く県民に対して里親制度の普及啓発を行うとともに、予期せぬ妊娠や望まない妊娠に悩む女性等に対して、里親委託や特別養子縁組制度とその相談窓口に関する情報が浸透するよう周知啓発に取り組み、妊娠期からの切れ目ない支援と新生児期における虐待の防止を図る。	県（こども家庭課）
④	多胎児家庭への支援	多胎児支援実施市町村の好事例等を他市町村へ共有することで事業実施を推進し、必要に応じて圏域毎での交流会開催等の多胎児支援の検討を行う。	県（子育て支援課） 市町村
⑤	ひとり親家庭への支援	経済的な困難を抱えるひとり親家庭のこども等が必要な医療を受けるために、所得要件を満たすひとり親家庭のこども等に係る医療費の助成に取り組む。 ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、こどもの育児等、こどもの養育に関しても、様々な面において困難に直面していることから、育児等に関する講習会の開催といった、ひとり親家庭等の生活の向上を図る取組を行う。	県（女性力・ダイバーシティ推進課）
⑥	外国にルーツをもつこどものいる家庭への支援	県内に居住する外国につながるこどもや家族が支援制度の情報を得ることができるよう、多言語化や、やさしい日本語の活用に取り組む。	市町村

基本施策⑷　デジタル社会の子育て

デジタル社会を生きるこどもたちのために、親子でネットやスマートフォンの良い面と危険な面を正しく理解し、上手に活用できるよう普及啓発に取り組みます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	ネットやスマートフォンのある時代の子育て	こどもの誕生から乳幼児期、学童期は、こどもの日々の成長において、親子間の信頼関係や愛着形成を通した心身の基礎を形成する大事な時期であることから、親子の遊びや会話、体験を共有する時間、こどもの十分な睡眠等が確保できるよう、メディアへの接し方やルール作り、フィルタリングやアプリの安全設定等について普及啓発する。 また、有害情報やSNS等による性被害からこども達を守るとともに、出会い系サイト規制法・青少年インターネット環境整備法等の周知を図るため、広報啓発活動を推進する。 こどもが安全に安心してインターネットを利用でき、インターネットを通した被害者、加害者にならないよう、各種研修会等においてインターネットの適切な利用に関する情報提供を行うとともに、「親の学びあい」プログラムの実施促進をとおして、家庭におけるネットリテラシー教育を推進します。	県（子育て支援課） 県警察（少年課） 教育庁（保健体育課） 市町村

基本施策⑸　こども医療費の助成

子育て家庭の医療に係る経済的負担の軽減を図る市町村の取組への支援を行います。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	こども医療費の助成	県内全41市町村が実施するこども医療費助成制度へ補助を行い、こどもの医療に係る保護者の経済的負担を軽減し、こどもの疾病の早期発見・早期治療を促進することで、こどもの健全な育成を図る。	県（こども若者政策課） 市町村

基本施策⑹　母子保健 DX の推進

健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図るため、国の動向を踏まえつつ、妊婦健診や乳幼児健診等母子保健事業についてデジタル化の促進、データ利活用に取り組みます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	母子保健 DX の推進	住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH）の整備に取り組み、スマートフォンで健診の受診や結果の確認を可能とするなど、電子版母子健康手帳の普及も含め、市町村での取組を推進することにより、住民の利便性の向上を図るとともに、市町村や医療機関での健診等に係る事務負担を軽減する。	県（子育て支援課） 市町村
②	母子保健データの利活用	県内市町村の妊婦健康診査や乳幼児健康診査データ等を収集、蓄積および連結することにより得られた情報を活用し、母子保健事業の効果や課題の分析に取り組む。	県（子育て支援課） 県（保健所） 市町村

基本施策⑺　不慮の事故防止対策

不慮の事故について、乳幼児期の大半は家庭内で発生することが多く、学童期に入ると屋外での事故が多くなり、年齢に合わせた、事故防止対策を知ることが重要です。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	乳幼児期の事故防止対策の推進	乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間などによる広報活動や、乳幼児健康診査や母親学級・両親学級を通した事故予防対策の周知・啓発の推進を行う。 こどもの発達と起こりやすい事故の予防について普及啓発に取り組む。	県（子育て支援課） 市町村
②	交通安全対策の推進	こどもの通行の安全を確保するため、通学路等における歩道整備や、交通安全施設整備を推進するほか、生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン 30」等の車両速度や通り抜けの抑制等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進する。	沖縄県交通安全対策会議（県生活安全安心課）

基本施策⑻　災害時等における周産期・小児の医療提供体制の整備・確保

災害時等における周産期・小児の医療提供体制の整備・確保に関しては、沖縄県医療計画（第８次）の分野別計画として策定されており、災害時及び新興感染症発生・まん延時において適切な小児・周産期医療提供体制の整備・確保に取り組みます。

【具体的施策】

番号	施策	施策の概要	所管部局等
①	災害時における周産期・小児医療が提供できる体制の確保	全周産期母子医療センターの産科、新生児科、小児科医師に対して琉球大学を中心に小児・周産期リエゾンを養成し、日本産婦人科学会等との連携を図る。また、医療救護活動及び小児・周産期医療に係る総合調整を適切かつ円滑に行うため災害医療コーディネーター、小児・周産期リエゾンを災害保健医療福祉調整本部（地域災害医療コーディネーターについては地域災害保健医療福祉調整本部）に配置する。さらに、薬事や歯科などの専門分野のコーディネート体制の構築について取り組む。 また、アレルギー児等が避難する際には、アレルゲンをすぐに確認できるようなツール等を携帯する等、災害時に役立つ情報提供及び普及啓発に取り組む。	県（医療政策課） 県（薬務生活衛生課） 県（地域保健課）
②	妊産婦及び小児の新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する体制の整備（病床確保）	産科的緊急処置が必要な妊産婦の受入れにおいて、これを行う医療機関を確実に設定するとともに、当該医療機関に妊産婦が集中することの軽減策を講じることにより、必要な体制の確保を図ることとし、併せて、当該医療機関のリスト及び空き病床状況について、消防防災主管部局等を通じて各消防機関に共有を図る。 新興感染症により、地域によっては小児医療のひっ迫が生じることが想定されることから、関係者と小児医療体制について改めて確認する等により、医療需要が増加した場合も含め、確実な体制の確保を図る。	県（地域保健課）

指標及び目標値

１　「すべてのこどもが健やかに成長し、誰もが安心してこどもを産み育てることができる社会の実現」に向けた指標

No	指標名称	基準値 （R５年度）	目標値 （R11 年度）	全国値 （R５年度）	出典
基本方針１　妊娠前から産後までの切れ目のない支援体制					
1	20～30 歳代女性の痩身の割合 BMI18.5 未満	17.0%	16.0%	20.2%	国保連合会健診データ
2	妊婦の喫煙率	2.1%	0%	1.6%	母子保健課調査
3	全出生数中の低出生体重児の割合	1500g 未満 1.0% 2500g 未満 12.1%	減少	1500g 未満 0.7% 2500g 未満 9.6%	人口動態統計
4	妊娠中の妊婦の飲酒率	0.7%	0%	1.0%	母子保健課調査
5	育児期間中の両親の喫煙率	母：6.1% 父：33.6%	母:4.0% 父:20.0%	母：5.4% 父：30.1%	母子保健課調査
6	妊娠中の保健指導で、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に情報提供（市町村数）	17 市町村	28 市町村	1,136 自治体 (65.2%)	母子保健課調査
7	精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある（市町村数）	7 市町村	15 市町村	638 自治体 (37.2%)	母子保健課調査
8	産後ケア事業利用率	23.7%	増加	10.9% （R４）	子育て支援課調べ
9	産後１か月時点での産後うつハイリスク者の割合	7.8%	減少	9.8%	母子保健課調査
10	産後１か月で EPDS９点以上を示した人へのフォロー体制がある市町村の割合	34 市町村	41 市町村	1,702 自治体 (99.2%)	母子保健課調査
11	妊産婦の歯科健診実施の市町村数	6 市町村	増加		地域保健・健康増進事業報告
12	妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	両方 9.8%	増加	歯科健診 32.1% 保健指導 25.4%	地域保健・健康増進事業報告

No	指標名称	基準値 （R５年度）	目標値 （R11 年度）	全国値 （R５年度）	出典
13	母子健康包括支援センターを実施している市町村の割合（こども家庭センターに変更）	14 市町村 （R６年度）	41 市町村		子育て支援課調べ
14	妊娠 11 週以内での妊娠届出率	87.7%	全国平均	94.5%	地域保健・健康増進事業報告
15	妊婦健康診査の未受診者を把握・支援する体制がある（市町村数）	22 市町村	32 市町村	79.2%	母子保健課調査
16	妊婦健康診査の平均受診回数	11.9 回	12 回		子育て支援課調べ
17	妊娠・出産について満足している者の割合	87.1%	増加	86.4%	母子保健課調査
18	全出生数に対する 10 代母親の割合	1.3%	減少	0.6%	人口動態統計
基本方針２　こどもの心身の健やかな成長を支える取組					
19	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある（市町村数）	31 市町村	41 市町村	1,495 自治体 （85.9%）	母子保健課調査
20	乳幼児健康診査の未受診者を把握・支援する体制がある（市町村数）	39 市町村	41 市町村	1,734 自治体 （99.6%）	母子保健課調査
21	乳幼児健康診査の受診率 乳児・１歳６か月児・３歳児	乳児 91.5% １歳６か月児 92.4% ３歳児 89.4%	乳児 97% １歳６か月児 96% ３歳児 94%	乳児 89.1% １歳６か月児 96.9% ３歳児 96.0%	沖縄県の母子保健 （全国：地域保健・健康増進事業報告）
22	乳幼児健康診査事業を評価する体制がある市町村の割合	35 市町村	41 市町村		母子保健課調査
23	発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制がある市町村の割合	33 市町村	41 市町村		母子保健課調査
24	保護者がこどもの仕上げみがきをしている（１歳６か月児）	73.1%	80.0%	69.7%	母子保健課調査
25	むし歯のない３歳児の割合	87.1%	88.0%	92.3%	地域保健・健康増進事業報告

No	指標名称	基準値 （R５年度）	目標値 （R11 年度）	全国値 （R５年度）	出典
26	１歳６か月健康診査時にフッ化物塗布を実施している市町村の割合	39 市町村	41 市町村		市町村歯科保健対策状況調査
27	予防接種率（１歳６か月児）MR1	90.5%	95.0%	94.9%	厚生労働省麻しん風しん予防接種の実施状況
28	小児救急電話相談（#8000)を知っている親の割合	95.3%	増加	86.8%	母子保健課調査
29	かかりつけ医（医師・歯科医師）をもっているこどもの割合	医師 ３・４か月児 63.5% ３歳児 85.7% 歯科医師 ３歳児 38.1%	医師 ３・４か月児 85% ３歳児 95% 歯科医師 ３歳児 50%	医師 ３・４か月児 77.9% ３歳児 89.5% 歯科医師 ３歳児 51.6%	母子保健課調査
30	医療的ケア児受け入れ保育所等施設数	20 施設	増加		子育て支援課調べ
31	22 時以降に就寝する３歳児の割合	33.5%	減少		（小保）乳幼児健康診査報告書（適正月齢）
32	８時以降に起床する３歳児の割合	6.6%	減少		（小保）乳幼児健康診査報告書（適正月齢）
33	児童・生徒の痩身傾向児の割合（高２女子）	1.86%	減少	2.87%	学校保健統計調査
34	児童・生徒の肥満傾向児の割合（小５男子）	13.72%	12.3%	10.96%	学校保健統計調査
35	十代の人工妊娠中絶率	4.5	減少	3.8	衛生行政報告例

No	指標名称	基準値 （R５年度）	目標値 （R11 年度）	全国値 （R５年度）	出典
36	十代の性感染症罹患率	性器クラミジア 3.15 人 淋菌感染症 0.56 人 尖圭コンジローマ 0.16 人 性器ヘルペス感染症 0.73 人 梅毒：２人	性器クラミジア 2.46 人 淋菌感染症 0.37 人 尖圭コンジローマ 0.25 人 性器ヘルペス感染症 0.23 人 梅毒:減少	性器クラミジア 2.82 人 淋菌感染症 0.93 人 尖圭コンジローマ 0.27 人 性器ヘルペス感染症 0.31 人 梅毒:569 人	沖縄県感染症発生動向調査事業報告書 （全国：感染症発生動向調査）
基本方針３　安心して子育てができる環境づくり					
37	主体的に育児に関わっていると感じている父親の割合	73.4%	92.0%	69.1%	母子保健課調査
38	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	92.8%	95.0%	92.9%	母子保健課調査
39	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	80.7%	95.0%	79.4%	母子保健課調査
40	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.6%	95.5%	94.9%	母子保健課調査
41	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	３・４か月児 93.6% １歳６か月児 86.2% ３歳児 80.2%	乳児 93% １歳６か月児 88% ３歳児 80%	乳児 89.2% １歳６か月児 81.2% ３歳児 75.6%	母子保健課調査
42	養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市町村の割合	30 市町村	41 市町村		こども家庭課調べ
43	乳幼児期に体罰等によらない子育てをする親の割合	３・４か月児 97.0% １歳６か月児 91.0% ３歳児 78.9%	増加	３・４か月児 94.6% １歳６か月児 86.1% ３歳児 71.1%	母子保健課調査

２　参考指標

No	指標名称	基準値 （R５年度）	全国値 （R５年度）	出典
基本方針１　妊娠前から産後までの切れ目のない支援体制				
1	妊娠届出時に面談を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している市町村数	41 市町村	1,739 自治体 （99.9%）	母子保健課調査
2	妊産婦死亡率	0	3.1	人口動態統計
3	新生児死亡率	0.7	0.8	人口動態統計
4	里帰り出産について里帰り先の市町村・医療機関との連携体制がある（市町村数）	32 市町村	1,668 自治体 （95.8%）	母子保健課調査
5	出生率	8.7%	6.0%	人口動態統計
6	合計特殊出生率	1.6	1.2	人口動態統計
基本方針２　こどもの心身の健やかな成長を支える取組				
7	テレビ視聴が２時間以上の３歳児の割合	17.1%		（小保）乳幼児健康診査報告書（適正月齢）
8	朝食の欠食するこどもの割合	6.2%	6.1%	全国学力・学習状況調査
9	20 歳未満の自殺死亡率	3.1	10～14 歳:2.3 15～19 歳:12.1	地域における自殺の基礎資料 （全国:人口動態統計）
10	不登校の子どもの数	7,013 人	346,482 人	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
基本方針３　安心して子育てができる環境づくり				
11	乳児の SIDS 死亡率(出生 10 万対)	0	6.3	人口動態統計